

<別紙1>

甲南介護老人保健施設
通所リハビリテーション 重要事項説明書
(2024年4月1日現在)

1. 施設経営法人

- (1) 法人名称：公益財団法人 甲南会
- (2) 法人所在地：兵庫県神戸市東灘区鴨子ヶ原1丁目5番16号
- (3) 代表者氏名：代表理事 具 英成
- (4) TEL：078-851-2161 FAX：078-821-0962
- (5) 設立年月日：1930年12月17日
- (6) 法人が行っている事業
 - ・甲南医療センター (1934年6月)
 - ・六甲アイランド甲南病院 (1992年4月)
 - ・甲南介護老人保健施設 (2001年11月)
 - ・甲南訪問看護ステーション (2001年10月)
 - ・甲南居宅支援事業所 (2001年10月)

2. 施設の概要

- (1) 施設名：公益財団法人甲南会 甲南介護老人保健施設
- (2) 所在地：兵庫県神戸市東灘区向洋町中3丁目2番地5
- (3) TEL：078-858-1180 FAX：078-858-2751
- (4) 開設年月日：2001年11月1日
- (5) 管理者名：(施設長) 宮下 勝
- (6) 介護保険指定番号：介護老人保健施設 (2850180031号)
- (7) 入所定員等：定員 80名
(療養室) 個室 4室、2人室 2室、4人室 18室
- (8) 通所定員：定員 30名

3. 甲南介護老人保健施設の目的と運営方針

[目的]

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下でのリハビリテーションや介護、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようになり、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では、以下の運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[運営方針]

- ① 利用者の能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう居宅サービス計画書の内容に沿って作成される通所リハビリテーション計画書に基づいて、看護、医学的管理下におけるリハビリテーション、介護、その他必要とされる医療、日常生活サービスを提供し、在宅生活を支援します。
- ② 利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として身体拘束は行いません。
- ③ 介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者や、居宅サービス事業者、関係市町村等保健医療福祉サービスを提供するものとの綿密な連携をはかり、

利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるよう努めます。

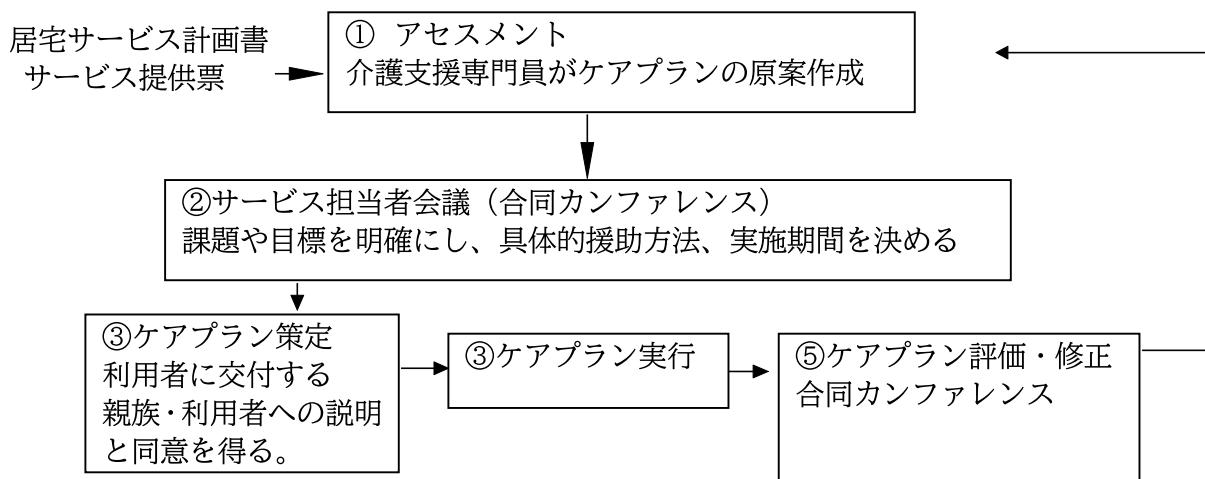
- ④ 明るい家庭的な雰囲気の中で、親族及び地域との結びつきを重視した運営を行います。
- i 様々な季節の行事を取り入れ、利用者が「にこやかに」「個性豊かに」意欲的な日常生活を送られるよう、心の和むようなサービス提供に努めます。
- ii 地域住民、学生等のボランティア活動を受け入れて、地域に開かれた施設となるよう努めます。
- ⑤ サービス提供にあたっては、親切丁寧を基とし、利用者、親族に対して療養上必要な事項についてわかりやすく説明を行い、同意を得て実施するように努めます。

4. 施設の職員体制

	職員体制	業務 内 容
管 理 者	1名	従事者に法令等の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行う
医 師	1名	利用者に日常的な医療的対応を行う
看 護 職 員	1名以上	医師の指示の下、看護業務全般
介 護 職 員	3名以上	日常生活全般の介護業務
支 援 相 談 員	1名以上	相談業務
理 学 療 法 士	1名以上	リハビリ計画書作成と実施
作 業 療 法 士		
言 語 聴 觉 士		
管 理 栄 養 士	1名以上	栄養アセスメントと栄養管理
事 務 職 員	必要数以上	一般事務・請求事務等
助 手	必要数以上	部屋の整備等

5. 通所介護計画立案の流れ

一人ひとりの利用者がその人らしい生活を実現していく為に、個別の自立支援を行います。具体的なサービス内容やサービス提供方針については、利用決定後、居宅サービス計画書の内容に沿って「通所リハビリテーション計画書」を作成します。「通所リハビリテーション計画書(ケアプラン)」の作成及びその評価・変更・修正は次のとおり行います。



6. サービス内容

サービスの提供時間： 9：00～17：00

- ① 通所リハビリテーション計画書の立案
- ② 食事（食事は原則としてデイルームで会食）
 - 昼食 12：00～
 - おやつ 15：00～
- ③ 入浴（一般浴槽のほか医師が必要と判断した利用者には特別浴槽で対応します。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護サービス・口腔ケア
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養状態の管理
- ⑨ 理美容サービス（有料サービス 原則月2回実施します。）
- ⑩ 行政手続代行
- ⑪ その他

7. 緊急時等における対応

当施設はサービス提供中に、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関その他適切な医療機関への入院のための措置、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じます。

〈協力医療機関〉

- ・名 称 公益財団法人甲南会 甲南医療センター
院 長 具 英 成
- ・住 所 兵庫県神戸市東灘区鴨子ヶ原1丁目5番16号

- ・名 称 公益財団法人甲南会 六甲アイランド甲南病院
院 長 三枝 康宏
- ・住 所 兵庫県神戸市東灘区向洋町中2丁目11番地

〈協力歯科医療機関〉

- ・名 称 佐藤歯科医院
院 長 佐 藤 淑 郎
- ・住 所 兵庫県神戸市東灘区御影山手4目16番14号

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

8. 施設利用に当たっての留意事項

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。お持ち込みはご遠慮ください。なお事情により食事の持ち込みを希望される場合は、事前に管理栄養士にご相談ください。

- ・飲酒・喫煙・・・原則として禁止しています。
- ・設備・備品・・・故意に壊したり、外に持ち出さないでください。
- ・所持品等の持ち込み・・・持ち込みは必要最小限とし、お名前をご記入ください。
- ・ご利用時の必要なもの・・・タオル2枚、バスタオル1枚（入浴時）、ビニール袋、歯磨きセット（歯ブラシ・歯磨き粉・コップ・舌ブラシ）
- ・金銭・貴重品の管理・・・現金・貴重品の持ち込みは、必要最小限としていただきお預かりは出来ません。紛失・破損等施設では一切責任を負いかねます。利用者個人で管理をお願い致します。

- ・サービス提供時間中の医療機関の受診は、緊急時以外はご遠慮ください。
- ・通所リハビリテーションのご利用が3ヶ月連続してされない場合は、登録を抹消させていただきますのでご了承下さい。

9. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10. 非常災害対策

- (1) 当施設に災害に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- (2) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に当施設の職員へ周知します。
- (3) 定期的に避難、救出、その他必要な訓練（夜間想定訓練含む）を行います。（年2回）訓練に当たり、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

◇ 防火設備：スプリンクラー、消火器、消火栓、非常火災放送設備、誘導灯、煙感知器等

11. 衛生管理

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に共する水について、衛生的な管理に努めるとともに衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行います。
- (2) 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - ①当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底します。
 - ②当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
 - ③当施設において、従業者に対し、感染症及びまん延防止のための訓練を定期的に実施します。
 - ④前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行います。

12. 虐待の防止等に関する事項

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次に掲げる事項を実施します。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。
- (5) 介護保険サービス提供中に、当該施設従事者または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

1 3. キャンセルについて

- (1) 利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかにご連絡下さい。
- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前営業日午後5時までにご連絡下さい。当日のキャンセルは次のキャンセル料を申し受けのことになりますのでご了承ください。
- (3) キャンセル料は下記の通りお支払いいただきます。

利用日の前営業日	無料
利用日の当日	1,000円

1 4. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して通所リハビリテーションをご利用いただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

1 5. 個人情報の取り扱いについて

施設内の写真や作品の掲示、面会や電話での問い合わせについて特に保護のご要望があればお申し出ください。

1 6. 要望及び苦情等の相談

① 当施設における窓口

支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

(TEL (078)-858-1230)

要望や苦情など、お寄せいただければ速やかに対応いたします。1階事務所前に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

② 行政機関及びその他の相談窓口

・神戸市福祉局監査指導部	受付時間 平日 8:45~12:00 TEL (078)-322-6242
・養介護施設従事者等による高齢者虐待通報専用電話(監査指導部内)	13:00~17:30
TEL (078)-322-6774	受付時間 平日 8:45~12:00 13:00~17:30
・兵庫県国民健康保険団体連合会	
TEL (078)-332-5617	受付時間 平日 8:45~17:15
・神戸市消費生活センター	
TEL (078)-371-1221	受付時間 平日 9:00~17:00

1 7. 損害賠償について

通所リハビリテーションの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して損害を賠償するものとします。

〈加入保険〉

介護事業者総合賠償プラン（あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）

〈保険の内容〉

事故によって事業主が利用者及び第三者に損害賠償責任を負った場合に、施設の被る損害を補償する。

18. その他

- (1) 当施設は、全ての従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定めるもの等の資格を有する者を除く。）に対し、認知症介護に係かかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。また従業者の資質向上にために研修の機会を次の通り設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備します。

採用時研修 採用後1ヶ月以内 継続研修 年1回

- (2) 当施設は、適切な通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
- (3) 重要事項説明書、料金表、協力病院等を施設内に掲示、または利用者やその家族が自由に閲覧可能な形でファイル等に備え付け、当施設ホームページにおいても可能とします。
- (4) 当施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を月1回開催します。